

ID: 707

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 保護係

処分の概要	不正受給者からの費用徴収		
法令名 根拠条項	生活保護法 第78条		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】	<p>法第78条の規定による。</p> <p>第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、第54条の2第1項の規定により指定を受けた介護機関（同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）又は第55条第1項の規定により指定を受けた助産師若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下この項において「指定医療機関等」という。）があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関等から徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学・就職準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>4 前条第2項の規定は、前3項の規定による徴収金について準用する。</p>		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和6年4月24日